

学校等の設備の使用による個人演説会等の開催のために必要な施設の設備及び納付すべき費用の額に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

鈴鹿教育委員会

学校等の設備の使用による個人演説会等の開催のために必要な施設の設備及び納付すべき費用の額に関する規程の一部を改正する告示

学校等の設備の使用による個人演説会等の開催のために必要な施設の設備及び納付すべき費用の額に関する規程（平成２６年鈴鹿市告示第４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

[illegible]

備考											
略											
附 則											

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

改 正 前

別表（第2条関係）

施設の名称	使用室の 名称	聴衆 席の 面積	納付すべき費用の額			施設の設備					
			平日		休日	照 明	便 所	演 壇	椅 子	拡声 機	弁士 控室
			昼間	夜間							
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
神戸幼稚園	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
国府公民館	ホール	89㎡	鈴鹿市立公民館条例 （昭和46年鈴鹿市条 例第29号）別表に定め る額			有	有	有	有	有	有
庄野公民館	ホール	96㎡				有	有	有	有	有	有
牧田公民館	ホール	90㎡				有	有	有	有	有	有
石薬師公民館	ホール	129㎡				有	有	有	有	有	有
白子公民館	ホール	145㎡				有	有	有	有	有	有
稲生公民館	ホール	142㎡				有	有	有	有	有	有
飯野公民館	ホール	90㎡				有	有	有	有	有	有
河曲公民館	ホール	83㎡				有	有	有	有	有	有

